

平成28年度第3回津市入札等監視委員会の会議結果報告

- ① 会議名 平成28年度第3回津市入札等監視委員会
- ② 開催日時 平成28年11月18日（金）
午後1時00分から午後3時00分まで
- ③ 開催場所 津市役所本庁舎4階庁議室
- ④ 出席した者の氏名
西川 源誌 委員長（弁護士）
伊藤 庄吉 委員（行政書士）
小川 友香 委員（税理士）
月岡 存 委員（三重大学名誉教授）
前川 準一 委員（公認会計士）
事務局 盆野副市長、総務部長、総務部次長、調達契約担当参事、
調達契約課長ほか2人
説明員 営繕課長ほか4人
- ⑤ 内容
1 委員長の選任
2 委員長職務代理者の指名
3 入札・契約に関する報告について
(1) 入札及び契約手続の運用状況
(2) 指名停止措置等の運用状況
4 入札等監視業務について
入札・契約抽出事案の審議
5 その他
(1) 地域格付要件型の発注方法について
(2) 公契約条例の検討について
- ⑥ 公開又は非公開
公開
- ⑦ 傍聴者の数 0人
- ⑧ 担当 総務部調達契約課工事契約担当
電話番号 059-229-3122

・議事の内容 下記のとおり

1 及び 2 （略） 委員長 西川氏 職務代理者 月岡氏

3 入札・契約に関する報告について

(1) 入札及び契約手続の運用状況

Q 応札者が無く、入札中止案件がありますが、理由はどのようなことが考えられるのでしょうか。

A 低額案件であり、技術者の配置要件として市が発注する業務で技術者の専任が要件となっていることから、技術者を1名配置するのであれば、他の案件に応札したいと考えたのではないかと推測されます。

また、結果的に落札に至ったのは、発注時期を変更したことによって、携わっていた業務が完了し、技術者の配置が可能となった業者が参加したことが原因と考えています。

Q 随意契約の落札率は高くなっていますが、当初の設置業者が改修を行ったのですか。

A そのとおりです。

当初の設置業者でなければ、保守や修繕が困難であることを理由として随意契約を行っています。

Q 競争入札の手法はとれなかったのでしょうか。

A 昇降機については、施工内容により競争入札を行うことも可能かと考えますが、それぞれの設置業者の規格が異なることもありまして、改修工事の内容によっては当該案件のように随意契約を行っている次第です。設計の段階でも改修について様々な工法等を検討し、経済性にも配慮するよう努力しています。

Q 資料にある「無効」とはどのようなものなのでしょうか。

事後審査で要件を満たさなかったことから無効となったものなのでしょうか。

A この資料における無効とは、入札時の入札書の押印漏れ等の様式上の不備や、落札候補者となったことによって次の案件に技術者の配置ができなくなった場合などにより無効となったものです。

(2) 指名停止措置等の運用状況

Q 指名停止が解除された業者は、入札等には参加できるのでしょうか。

A 指名停止措置が解除された場合は、直ちに参加は可能となります。

Q 別表第2第6項（不正又は不誠実な行為）について、何をもって不正又は不誠実と判断されるのでしょうか。明確な基準はあるのでしょうか。

A 国交省の指名停止の基準モデルによると、不正又は不誠実については、有資格者が法令違反等で逮捕又は逮捕を経ないで控訴を提起された場合について適用するとあります。第三者が見て、客観的な事実として、逮捕等があった場合に講ずるものです。

○ 国が示すルールに基づいて行っているということですね。

Q No. 4 及び No. 5 について、指名停止基準によると、12月～24月の指名停止期間とあります。12月となった理由について教えてください。

A 指名停止基準の別表では措置期間の最も短い期間である短期と長い期間である長期が示されており、この期間で措置期間を選択することとなりますが、独占禁止法違反については最短期間が12月ということで、まずこの期間を基準とし、過去に同様の事件があったりなど、加重要件に該当していないかを確認した上で、12月としました。

Q 日本電気（株）については自主申告を行い、課徴金免除されているとのことですが、富士通（株）と同様の12月となるのでしょうか。

A 独占禁止法違反に基づく同一の違反内容による指名停止措置であるため、課徴金が免除となったことによる情状酌量は考慮していません。

Q 措置期間を決めるような基準はあるのでしょうか。

A 三重県の運用を参考に措置しています。

4 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(1) 平成28年度営文振り補第35号

津リージョンプラザ昇降機設備改修工事

＜随意契約＞

Q 随意契約については予定価格は事前に公表はしていませんが、業者はどの程度予定価格を予測できるのでしょうか。

A 当該案件については、4回もの見積徴取の結果、落札に至ったものであり、1回目の見積額が予定価格よりも200万円以上の差があったことから、高めの予定価格を想定されていたのではと思います。

Q 見積徴取は何回まで行うのですか。

A 特に定めはありませんが、あまりにも予定価格と応札額に乖離がある場合については、工期設定や仕様の見直しなどを行う場合があります。

Q 競争入札の案件でもそうでしょうか。

A 調達契約課で行う建設工事等の競争入札については、郵便入札を行っているので、再度入札は行ってはいません。

例えば、物品や業務委託の指名競争入札などについては通常3回まで行っています。

○ 随意契約でも不調があるということですね。

A 随意契約の場合であっても、予定価格と応札額に乖離がある場合があります。

今回の場合も1回目の応札額が例えば、3,500万円といったようなかけ離れた応札額であった場合、その時点で不調とすることがあります。

Q 最終的に200万円ほど金額が下がって落札しましたが、工事内容に変更はあったのでしょうか。

変更がなかったとしても、(金額は下がりましたが)一定の技術レベルは担保されているものと考えてよいのでしょうか。

A 工事内容については変更していません。

当初見積額より200万円ほど金額が下がっての落札となっても、品質が確保されるのかという点につきましては、本市の考える適正な予定価格の範囲内での落札でありますし、予定価格に対して極端に低い応札額でもございませんので問題はないものと考えます。

A 業者には事前に仕様を通知してあり、1回目から4回目の見積徴取について内容の変更は行っていません。

Q 1回目と4回目で200万円ほどの金額差がありましたが、その原因は。

A 見積徴取結果につきましては、業者に直接聞き取りをした訳ではございませんので、内容については把握しておりません。

Q 最初から予定価格を公表して価格交渉してみてもはどうでしょうか。

A 発注者としては、まずどの部分に対してどの程度施工が必要かという判断が必要です。

限られた予算の中で、どこまで行うことができるかについて、設計や見積の段階で検討しており、価格を提示した上で価格交渉というのではなく、経済性に配慮しつつ、本当に必要な部分を選択し、市が根拠をもって適切に積算を行っています。

Q 見積徴取は1回目から4回目まで同日に行っているのですか。

また、同様の昇降機の見積徴取が今回他にもありますが、何回ほど行っているのでしょうか。

A 1～3回目と4回目は別の日に行っています。

N o. 1の案件については4回行っていますが、N o. 2及びN o. 3については1～2回目で落札しています。

Q 4回目で落札したわけですが、交渉の中、もう少し低い金額での落札とならなかったのでしょうか。

A 予定価格を下回れば落札になるという条件であるため、已むを得ないものです。

Q 工事については概ね落札率が80%～90%ですので、当該案件についてもそのくらいの金額にはならないのでしょうか。

○ 落札後、もう少し金額交渉が可能であればと思います。

A 一見確かに高く見えますが、設計の前段階で、相手方が特定され、当該業者でしか履行が不可能という事実の中で設計を行っており、いかに技術レベルを担保したまま、最低限のコストでできるかということを、設計担当課で精査していますことから、落札率も高くなったのではと考えます。

○ 既に予定価格を設定する際にしっかりと精査して金額を絞り込んであるということですね。そこからさらに延々とコストカットを行えば、契約という目的が達成できなくなる可能性もあるように思います。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(2) 平成28年度農基第4号

白山町真見地内水路改修工事

<事後審査型条件付一般競争入札(工事)>

Q 最低制限価格より僅かな金額で失格となった業者よりも落札業者の入札額は最低制限価格よりも44万円高い。

制度上はあくまで問題は無いとは思いますが、税金の使途として市民目線からすれば、問題があるように思いますが。

A これまでも同様の御指摘を頂いています。

制度としてはたとえ1万円でも最低制限価格を下回れば、失格とせざるを得ず、実際落札業者より僅かに安い金額で施工が可能と判断して応札している業者がいながら失格となってしまうことは課題と考えています。本市としましても、最低制限価格については品質確保やダンピング防止の観点からもやはり必要であると考えていますので、三重県が行っている低入札調査価格制度についても検討するなど、運用については今後も検討していきたいと考えています。

○ この案件については、予定価格が500万円ほどですが、高額案件になれば、最低制限価格との金額の差は大きくなりますので、一市民として何か対策を講じていただきたいと思います。

A ありがとうございます。入札参加者の方々から、最低制限価格については現在は読み合いになっており、しっかりと積算をおこなっている業者が

報われるような入札制度にしてほしいとの御意見を頂いてます。

また、一部の案件で予定価格の事後公表の試行を行うことにより適正な積算が可能な業者が報われるのではという意見も頂いています。三重県で行っている低入札価格調査制度なども含め、一度に全て行うのは困難でございますので、試行的な導入も考えています。

※ 本件については、一部検討は必要であるが、概ね適正と認める。

(3) 平成28年度下建公補第9号
北部第1号雨水幹線築造工事

＜事後審査型条件付一般競争入札（工事）＞

○ 先程の案件と同じ傾向が見られます。

早期に対策を講じる必要があるように思います。

A 入札結果については、その原因について詳細は不明ですが、適正な積算を行う業者が報われるような制度を検討していきたいと思います。

Q 当該案件は格付Bの案件ですが、入札参加者の中にA1やA2の業者は参加しているのでしょうか。

A 参加されています。

Q 当該案件は格付Bの案件ですが、傾向としてA1やA2の業者はあまり参加されないのでしょうか。

A 格付区分としては本来Bですが、地域格付要件型の発注方法の制度では20者を超えるという業者選定方法ですので、津・香良洲地区についてはありませんが、その他の地区ではA1・A2の業者が参加される場合があります。

Q 入札結果の傾向として、他の入札でも最低制限価格に近い業者とかけ離れた業者の2極化が見られるのでしょうか。

A 予定価格を事前公表して、最低制限価格についても算式を公表しています。必ずしもそうは言えませんが、土木工事については、最低制限価格が類推しやすいということは聞いていますし、最低制限価格付近に集中することは事実としてあります。

そのような中、業者の応札意図はわかりかねますが、本件のように他社と比較して高い金額での応札の結果、落札するような事例もあります。

Q 工事概要についてお尋ねします。

プレキャストカルバート工は延長表記されていますが、断面はどのくらいあるのでしょうか。

A 1.6m×1.5mの断面サイズです。

※ 本件については、一部検討は必要であるが、概ね適正と認める。

(4) 平成28年度営北第1－38号
津北工事事務所新築工事に係る設計業務委託
＜事後審査型条件付一般競争入札（委託）＞

Q 入札に参加可能な対象者は何者になるのでしょうか。

- A 10数社になると思われます。
- 設計業務なので通常落札率は約70%ほどかと思われていますが、当該案件は98.3%であり、やはり制度に問題があるのではないのでしょうか。喫緊の問題として取り扱ってほしいと思います。
- これまでの3件はほぼ共通しています。
市民感覚として早急に改善していただきたいと思います。
- A 再三の御指摘ごもっともだと思います。
このような案件は減少したものの、年間を通じて見ればまだ若干ございます。
- 過去に一律で最低制限価格を増減調整を行わず、決定していたこともありましたが、その際は、ほぼすべての業者が最低制限価格と同額のくじ引きで決定されており、今回のようなケースはあまりございませんでしたが、やはりそれぞれの制度にはメリット、デメリットがあり、御指摘頂いたことはまさに現在の制度の最大の課題だと思います。現在の制度についても、増減調整については恣意性はなく、公正公平に適正に行っていますので、良い面での御指摘も頂いているところです。
- 制度を変更していく中、業者からも精度の高い積算を行う業者が報われるような制度を構築してほしいと御意見を頂いていますことも踏まえまして、今後検討していかなければならないと思っています。制度を変更することにより、業者の応札スタイルも変わりますので、まずは試行というような形で行えればと考えています。
- Q 増減調整は行っているのでしょうか。
- A 行っています。
- この結果は増減調整の影響はあるのかもしれませんが、増減調整の運用を変更するなりすれば、失格者も減るのではないのでしょうか。
最低制限価格を上回る場合や下回る場合であっても、応札額が近似値であれば落札できるという方法があれば税金の無駄という点では解消されるように思います。御検討頂ければと思います。

※ 本件については、一部検討は必要であるが、概ね適正と認める。

5 その他

- (1) 地域格付要件型の発注方法について
(建設業協会津支部及び一志支部への意見の提出について報告)
- (2) 公契約条例の検討について
- Q 相模原市のモデルが示されていますが、各自治体で取り扱いが異なるのでしょうか。
- A 異なります。
- 労働者の賃金等について、発注者である行政から規制をかけていくことについては疑問に思います。また、規制を求めていくばかりでなく、業者にインセンティブを与えるような手法も良いのではないかと思います。
- Q 公契約条例には、理念型など様々な種類がありますが、市としてどの条例をお考えでしょうか。

A 全国自治体の中でもまだ制定団体は少なく、先行自治体では賃金条項を備えた条例が多いものの、昨今は理念型が多いように思われます。

本市としましては、発注者及び受注者の双方の事務負担を極力減らし、なおかつ実行力の伴った手法について現在模索中です。

○ 現在、方向性や内容について検討中です。

次回、進行状況や本市が考えるモデルを具体的に提示させて頂き、御意見等頂ければと考えています。

○ 本日、初めて御報告頂いた内容でございますし、次回具体的に御提案頂いて検討することとしたいと思います。

随意契約

No.4

件 名	平成28年度営文振り補第35号 津リージョンプラザ昇降機設備改修工事
見 積 者	東芝エレベータ(株) 中部支社
業 種	機械器具設置
施 工 場 所	津市 西丸之内 地内
工 期	平成29年3月3日
工 事 概 要	昇降機設備改修 機械室レスロープ式エレベーター 2基 1号機 定員15名 速度45m／分 停止階数3 2号機 定員9名 速度45m／分 停止階数3 ※上記に伴う昇降機設備工事 一式
契 約 方 法	随意契約
見 積 日 時	平成28年9月26日 午後1時00分
随意契約理由	当該工事は、津リージョンプラザの昇降機について、老朽化した主要機器(制御機器、かご意匠等)を改修して、施設保全及び安全性の向上を図るものです。 昇降機は、建設当初に設置したメーカー独自の規格を持つ機械設備であるため、改修できる施工業者は、当該設備の専門技術を有すると共に取替機材の調達が可能で、且つ、設備全体を保証できる製造メーカーに限定されることから、既設設備納入メーカーである東芝エレベータ株式会社中部支社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行うものです。

予 定 価 格 23,447,000 円

落 札 価 格 23,400,000 円

最低制限価格 - 円

比 率 99.8 %

(開札経過)	下記見積金額に1.08を乗じた金額が申込価格である。(単位:円)					
者数	見 積 者	第1回	第2回	第3回	第4回	備考
1	東芝エレベータ(株)中部支社	25,627,000	23,750,000	23,728,000	23,400,000	決定

事後審査型条件付一般競争入札

No14

公 告 日	平成28年8月1日	工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	平成28年度農基第4号 白山町真見地内水路改修工事			
工 事 場 所	津市 白山町真見 地内			
工 事 概 要	鉄筋コンクリートU型 93.2m 鉄筋コンクリートベンチフリューム 36.9m			
工 期	契約締結の日から 平成28年12月9日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】白山	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ﾌﾟﾛｯｸ】久居	【地区】美杉	【格付】D
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年8月19日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年8月19日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成28年8月4日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成28年8月9日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成28年8月19日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年8月24日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	5,094,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

予 定 価 格	5,094,000 円
落 札 価 格	4,840,000 円
最低制限価格	4,400,000 円
	※すべて税抜き
落 札 率	95.0 %

〔開札経過〕 下記入札金額に1.08を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)			
順位	入 札 者	入札金額	備考
1	(有)豊富建設	4,360,000	失格(最低制限価格未満)
2	(有)小林組	4,370,000	失格(最低制限価格未満)
3	(株)ユーサン	4,370,000	失格(最低制限価格未満)
4	(有)ホクサイ	4,380,000	失格(最低制限価格未満)
5	南工業	4,380,000	失格(最低制限価格未満)
6	(有)島岡	4,390,000	失格(最低制限価格未満)
7	(有)ガージュー	4,390,000	失格(最低制限価格未満)
8	(株)大翔建設	4,390,000	失格(最低制限価格未満)
9	(株)新開	4,390,000	失格(最低制限価格未満)
10	(有)エムケーシー	4,840,000	落札決定

事後審査型条件付一般競争入札

No 55

公 告 日	平成28年8月22日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成28年度下建公補第9号 北部第1号雨水幹線築造工事			
工 事 場 所	津市 久居北口町 地内			
工 事 概 要	プレキャストカルバート工 53.3m 表層 168m ²			
工 期	契約締結の日から 平成29年2月28日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A2・A1
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年9月9日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年9月9日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成28年8月31日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成28年9月5日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成28年9月9日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年9月14日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	34,529,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。			

予 定 価 格	34,529,000 円
落 札 価 格	32,150,000 円
最低制限価格	30,220,000 円
	※すべて税抜き
落 札 率	93.1 %

〔開札経過〕 下記入札金額に1.08を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)			
順位	入 札 者	入札金額	備考
1	(有)岡山工業	30,060,000	失格(最低制限価格未満)
2	杉田土木(株)	30,080,000	失格(最低制限価格未満)
3	勢和建設(株)	30,110,000	失格(最低制限価格未満)
4	(有)永井組	30,110,000	失格(最低制限価格未満)
5	(株)磯田土建	30,120,000	失格(最低制限価格未満)
6	(有)島岡	30,140,000	失格(最低制限価格未満)
7	(株)藤谷建設	30,170,000	失格(最低制限価格未満)
8	本州舗装(株)	30,190,000	失格(最低制限価格未満)
9	(株)西川組	30,200,000	失格(最低制限価格未満)
10	(株)タカミ	32,150,000	落札決定
11	(有)丸三建設	33,800,000	

事後審査型条件付一般競争入札

No 26

公 告 日	平成28年7月19日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成28年度営北第1-38号 津北工事事務所新築工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 西丸之内 地内				
業 務 概 要	新築 事務所 鉄骨造2階建 延面積 558m2 ※上記に係る設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成29年1月13日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント	部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士（本市発注業務における専任配置）		
その他要件	一級建築士の資格を有する技術者を2名以上有すること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年7月29日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年7月29日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成28年7月21日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成28年7月26日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成28年7月29日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年8月3日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	15,257,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

予 定 価 格 15,257,000 円
落 札 価 格 15,000,000 円
最低制限価格 11,960,000 円

※すべて税抜き

落 札 率 98.3 %

〔開札経過〕 下記入札金額に1.08を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)			
順位	入 札 者	入札金額	備考
1	(株)前野建築設計	11,930,000	失格(最低制限価格未満)
2	(株)ARTS	11,950,000	失格(最低制限価格未満)
3	(株)市川三千男総合設計	11,950,000	失格(最低制限価格未満)
4	(株)中部都市建築設計事務所	11,950,000	失格(最低制限価格未満)
5	日新設計(株)	11,950,000	失格(最低制限価格未満)
6	藤川設計(株)	15,000,000	落札決定